

食用植物油脂（食用ごま油、食用なたね油）の認証基準

第1 適用の範囲

この基準は、鹿児島県内で製造された「食用植物油脂（食用ごま油、食用なたね油）」に適用する。

第2 定義

この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
食用ごま油	ごまから採取した油であって、食用に適するように処理したものをいう。
食用なたね油	あぶらなの種子から採取した油であって、食用に適するように処理したものをいう。

第3 品質及び品質表示

品質及び品質表示の基準は、次のとおりとする。

区分		基準	
品質	原料	ごま	鹿児島県内で生産されたごまであること。
		なたね	鹿児島県内で生産されたあぶらなの種子であること。
	材料	ごま、なたね以外の原材料	使用していないこと。
		食品添加物	使用していないこと。
	異物	混入していないこと。	
	内容量	表示重量に適合していること。	
	その他の基準	食用ごま油にあつては食用植物油脂の日本農林規格(昭和44年3月31日制定)の第9条に規定する規格に、食用なたね油にあつては食用植物油脂の同規格の第10条に規定する規格に適合していること。	
表示	表示事項	食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)の規定に従って表示すること。	
	特別表示事項及びその表示方法	1 鹿児島県内産ごま又はなたねを使用していることが分かる表示をすること。 2 特別表示事項は、一括表示とは別に表示すること。 ※ 一括表示中の原料原産地表示において、鹿児島県内産ごま又はなたねを使用していることが明記されている場合は、この限りではない。	

第4 品質管理

- 1 食品衛生法に基づいて、適切な製造管理がなされていること。
- 2 製造管理責任者が設置されていること。